

令和7年度制度・予算に関する 重点要望項目

こども家庭庁関係

1. 妊産婦、乳幼児、児童・生徒への歯科健診の充実
2. 妊娠期から子育て期における歯科の体制整備

公益社団法人 日本歯科医師会

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に向けて、妊娠前ケアから妊娠期、子育て期に亘り、切れ目のない支援が必要です。

乳幼児については歯科健診が法定化されている一方、妊産婦に対しては「推進する」ととどまっており、乳幼児健診以降の就学時までは制度化されていない現状にあります。

とりわけ、出産後には産婦の歯科受診の機会が極めて少なくなるのが実情です。妊産婦に歯科健診を実施することで、自身のみならず乳幼児への口腔健康管理やリテラシーの向上につながります。

歯科医療は「食べる」「話す」「笑う」といった人々の生活の根幹を支える医療です。

成育医療等基本方針を踏まえ、関係省庁との緊密な連携の下での、こどもへの健全な口腔機能の獲得・向上のための、適切な歯科口腔保健を推進していくことが望まれます。

1. 妊産婦、乳幼児、児童・生徒への歯科健診の充実

妊産婦

- ・ 妊娠4か月頃を目途とする歯科健康診査の受診勧奨
- ・ 産後を含めた歯科健康診査の強化

乳幼児、児童・生徒

- ・ 5歳児健診を含め、乳幼児歯科健診後から就学時までにおける歯科健診制度の創設
- ・ 小学校、中学校におけるフッ化物洗口の推進

大学生、専門学校生

- ・ 学校保健安全法施行規則における大学の健康診断に係る「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」の取り扱いの見直し及び大学における歯科健康診査の充実
- ・ 大学、専門学校、短期大学への学校歯科医制度の導入

フリースクール利用者、児童相談所に保護された児童・生徒

- ・ 学校保健安全法に基づく学校歯科健診制度の対象に含めるなど制度の充実
- ・ 歯科疾患の有病率が比較的高い児童相談所に保護された児童・生徒への歯科健康診査による実態把握と歯科医療提供体制の構築

2. 妊娠期から子育て期における歯科の体制整備

- 子育て世代包括支援センターへの歯科関係職種の配置の義務化
- 関係職種との連携促進に係る体制整備
- 成育医療等基本方針に基づく、障がい児(者)及び小児在宅歯科医療(医療的ケア児への対応含む)の提供が可能な人材育成、提供体制確保のための環境整備